

## 議案第 68 号

平成 26 年度 亀山市 水道事業 会計 剰余金の 処分 及び 決算の 認定 について

平成 26 年度 亀山市 水道事業 会計 未処分 利益 剰余金 2,854,944,455 円のうち 2,689,037,235 円を 資本金 に 組み入れ、 剰余を 繰り越すものとし、併せて平成 26 年度 亀山市 水道事業 会計 決算について、別紙のとおり 監査委員の 意見を 付けて 認定に 付する。

平成 27 年 8 月 27 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

平成 26 年度 亀山市 水道事業 会計 決算書 及び 決算 審査 意見書

提案理由

剰余金の 処分について 地方公営企業法 第 32 条 第 2 項 の 規定により 議会の 議決を 求め、 決算について 同法 第 30 条 第 4 項 の 規定により 議会の 認定を 求める。